令和6(2024)年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第	1	趣旨	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
第	2	公共	用水	域		• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
第	3	地下	水	•	•	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
第	4	測定	結果	の	報台	与 及	なひ	公	表			•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	別表	1	公共	用元	水均	或力	く質	〔測	定	地	点		覧		•		•			8	
	別表	2	測定	方剂	去等	等-	一覧	Ī (公	共,	用力	水:	域))		•	•	•	•	1 4	
	別表	3	地下	水红	質測	則分	官地	1点	_	覧		•		•	•	•	•	•		1 7	
	別表	4	測定	方剂	去等	等-	一覧	į (地	下	水))		•	•	•	•	•	•	2 6	
	図 1		河川	測知	定均	也点	区区		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7	
	図 2		湖沼	測定	定均	也点	三区		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	28	
	図 3		地下	水剂	則怎	宇坦	九点	(図)												3 1	

令和6(2024)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 測定期間

令和6(2024)年4月から令和7(2025)年3月までとする。

2 測定機関

栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するための地点であり、類型指定された水域に1地点以上設けている。補助点は、環境基準点における測定を補助するため、類型指定された水域の流域環境等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表1及び図1のとおりとする。

測定機関 水系	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	15 (13)	-	3 (2)	18 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	13 (4)	7 (4)	32 (17)
小貝川水系	7 (3)	_	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	24 (21)	6 (0)	9 (7)	39 (28)
その他の水系	4 (2)	_	_	4 (2)
合計	62 (48)	19 (4)	20 (14)	101 (66)

表1 各測定機関の測定地点数(河川)

(注) () は環境基準点数である。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境の保全等に関する項目(以下「生活環境項目」という。) は全測定地点において測定し、人の健康の保護に関する項目(以下「健康項目」という。)は全環境基準点において測定する。特殊項目等は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

各項目の測定頻度は表2、各地点の測定項目及び頻度は別表1のとおりとする。

表 2 各測定項目の測定頻度(河川)

		測定項目	測定頻度		
	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、 全窒素、全りん			
	水生生物項目	全亜鉛、ノニルフェノール、 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	毎月		
環境基	健康項目A	カドミウム、鉛、砒素、アルキル水銀 [※] 、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、			
準項目	健康項目B	全シアン、六価クロム、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン	年 1 回 (渴水期)		
	健康項目 C (農薬)	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ	年1回 (春から夏)		
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、 溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回 (豊水期及び 渇水期)		
要監視	健康項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、EPN、 トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、 ニッケル、モリブデン、アンチモン、 エピクロロヒドリン、全マンガン	年1回(渴水期)		
項目	水生生物項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、 4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール	年1回(渇水期)		
	その他の項目	アンモニア性窒素、界面活性剤(MBAS)、 2-メチルイソボルネオール(2-MIB)、ジェオスミン	年2回 (豊水期及び 渇水期)		

※:総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5~8月、渇水期とは概ね11~2月とする。 健康項目Aとは健康項目B及びC以外の項目とする。 健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。 地点によっては測定頻度が表2と異なることがある。

4 湖沼調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、類型指定された水域の湖心に設けている。補助点は、類型指定された水域の規模及び汚濁等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表3及び図1のとおりとする。

表3 各測定機関の測定地点数(湖沼)

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13(3)	5 (3)	18(6)
	(4 湖沼)	(5湖沼)	(9湖沼)

(注) () は環境基準点数である。

水質保全対策が特に必要とされる湯ノ湖及び中禅寺湖は、複数の深度で湖心を 測定しているほか、複数の補助点を設けて測定している。

測定地点及び深度は、表4のとおりとする。

表 4 湯ノ湖及び中禅寺湖の測定深度

湖沼名	測定地点		Ü	則定深周	芰 (m)		
½F → ¼F	S t . 5(湖心)	表層	3	6	9		
湯ノ湖	St. 1~4, 6, 8	表層					
卢松士 和	S t . 6 (湖心)	表層	5	10	20	50	150
中禅寺湖	St. 1, 4, 7	表層					

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境項目は全測定地点において測定する。健康項目及び その他の項目は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況 等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

測定頻度は、原則として、冬期(12月~3月)を除き、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は毎月(年8回)、人工湖は隔月(年4回)とする。

各項目の測定頻度は表5のとおりとし、各地点の測定項目及び頻度は別表1のとおりとする。

表 5 各測定項目の測定頻度(湖沼)

	測定項目	測定頻度
生活環境項目	p H、B O D、C O D、S S、D O、大腸菌数、 全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*1} 、ノニルフェノール ^{*1} 、 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(L A S) ^{*1} 、 底層 D O ^{*1}	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀*2、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	年 1 回 (停滞期)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィル a 、 プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

※1:水生生物の保全に係る項目である。 ※2:総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 地点によっては表5の測定頻度と異なることがある。

5 水道水源調査

(1) 測定地点

主要な水道水源である水域における5地点とする。各機関の測定地点数は、表6のとおりとする。

表 6 各測定機関の測定地点数(水道水源)

測定機関対象	栃木県	国土交通省	合計
河川	2	2	4
湖沼	1	_	1
合計	3	2	5

(2) 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとし、検出値が高くなる可能性がある夏は2回、春秋は1回測 定を実施する。

6 測定方法

別表2のとおりとする。

第3 地下水

1 測定期間

令和6(2024)年5月から令和7(2025)年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の地下水質の概況を把握するため、県内を 10km のメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1 メッシュを 4 等分した区域を毎年順次調査し、 4 年間で 1 メッシュ内を 1 巡する。(図 3-1 のとおり)

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において未調査の井戸を優先して地点を選定する。 各機関の測定地点数は、表7及び別表3の1のとおりとする。

測定項目	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A	41	5	46
健康項目B	12 (41 の内数)	5 (5の内数)	17 (46 の内数)

表 7 各測定機関の測定地点数(地下水・概況調査)

(2) 測定項目及び測定頻度

測定頻度は、年1回とするが、健康項目Bについては、頻度を $2\sim3$ 年に1回まで減じることができる。

各項目の測定頻度は表8、各地点の測定項目は別表3の1のとおりとする。

表8 各測定項目の測定頻度(地下水・概況調査)

	測定項目	測定頻度
健康 項目 A	カドミウム、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀*、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、 セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年 1 回 (豊水期)
健康 項目 B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	

^{※:}総水銀が検出された場合に測定する。

健康項目Aとは健康項目B以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

⁽注) 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更する。

⁽注)豊水期とは概ね5~8月とする。

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のため、環境基準の超過を確認した地区(以下、「汚染地区」という。)の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準以下となった汚染地区については、地下水汚染地区再調査(汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査)を渇水期(概ね11~2月)に実施し、調査したすべての井戸において環境基準以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。(図3の2、3のとおり)

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握する上で代表的な地点及びその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素の汚染地区においては、代表的な地点の1地点を基本として定める。

各機関の測定地点数は、表9及び別表3の2のとおりとする。

表 9	各測定機関の測定地点数	(継続監視調香)
12 0		(10 1 /)	

測定項目	栃木県	宇都宮市	計
鉛、砒素、総水銀、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	88 (35)	20 (7)	108 (42)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	69 (67)	8 (3)	77 (70)
合 計		185 (112)	

⁽注) () 内は地区数である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区(「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」)は栃木県分として計上している。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目は、各汚染地区の環境基準超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

各項目の測定頻度は表10、各地点の測定項目は別表3の2のとおりとする。

表 10 各測定項目の測定頻度(地下水・継続監視調査)

測定項目	測定頻度
鉛、砒素、総水銀、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	年2回 (豊水期及び 渇水期)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回 (豊水期)

(注)豊水期とは概ね5~8月、渇水期とは概ね11~2月とする。

5 測定方法

別表4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表等

1 報告

宇都宮市及び国土交通省は、測定結果を遅滞なく栃木県知事に報告する。 なお、健康項目が環境基準を超えた場合は、速やかに栃木県知事と協議し、追跡調査を行う。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第 17 条の規定に基づき、公共用水域及 び地下水の水質の汚濁の状況を公表する。

3 その他

この計画に定めのない事項については、測定機関が協議して定める。

別表1 公共用水域水質測定地点一覧(河川)

					i	測定地点	Į.			Ī	現調						生活環	境項	目				i	則定頻原	Ę				f	建康二	項目						
水域名	環境 基準 (生活環 境保全)	環境 基準 (水生生 物保全)	No.	名称	統一系	· 所在	地 緯度	経度 (E)	年間測定回数	間測定日	天時水気水外魚候刻深温温観相	流量	Р	B O D		SS	D 大服 菌类	素	全りん	亜	ノニルフェノール	ン酸及びその塩(LAS)	カドミウム	全シアン	六価クロム		銀 :	ルキル水銀	ポリ塩化ビフェニルジクロロメタン	1 付 方 茅	1 , 2 1 × 1 × 1 × 1	1 ,1 ージクロロエチレ	シス・1・2・ジクロロエチレ	п ж	2 F F J	ク フ フ ロ ロ エ チ	1・3ージクロロプロペ
那珂川(1)	AA-≺	生物A-イ	1	恒明橋	1 -	1 那須塩	原市 37*02'2	" 139°59'25°	12	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 2	2	2 12	2		2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
那珂川(2)	A-√			昭明橋	2 - 5				12	_			6	6		6	6 1	_	+	_	_																
		生物B-イ	<u>3</u>	新那珂橋 川堀	2 - 5		_	_	12	+	_	12 12	12	12 12	-	12 12	12 1 12	2 6	+	_	_	4	1	1	1 1	1	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
			5	野口	2 -	2 茨・常陸	大宮市 36°32'55	2" 140°19'45"	12	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 6	6	3 12	_	4	1		1 1	1	1		1	_	1 1	1	1	-		1 1	
高雄股川湯川	AA-1 A-1	生物A-イ 生物A-イ	<u>6</u> 7	高雄股橋 一軒茶屋	60 -	1 那須買	37°02'22 37°04'49	_	12	+	1	12	12	12	12	12	12 1 6 1	_	+	_	_	12	2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
1897/1	A=4	生物A-4		湯川橋	61 - 3	_	_		12	-	_	12	12	12	12	12	12 1	_	-	2 12	_	12	2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
余笹川	A-1	生物A-イ	9			1 大田原		_	12	+	_	12	12	12	-	12	12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2	-		_	-	1 1	1	1	_	-	1 1	
黒川松葉川	A-イ A-イ	生物A-イ 生物A-イ	10 11	新田橋 末流	63 -	1 那須町	_		12	_	_	12	12	12	_	12 12	12 1 12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
海川	A-1	生物A-イ	12	等川橋	65 -	1 // III //			12	_	_	12	12	12	_	12	12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
蛇尾川	A-1	生物A-イ	13	宇田川橋	66 -	1 //	36°49'5:		12	_	_	12	12	12	-	12	12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2			_	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
武茂川 荒川	A-1 A-1	生物A-イ 生物A-イ	14 15	更生橋 向田橋		1 那珂/ 1 那須烏	_		12	_	_	12	12 12	12 12	_	12 12	12 1 12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2		+	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
内川	A-1	生物A-イ	16	旭橋	69 -	1 さくら ī	方 36°43'06	6" 140"01'55"	12	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 2	2	2 12	12	12	2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	_	1	1 1	1 1
江川 逆川	A-1	生物B-イ	17	末流 末流	70 -	1 那須烏 1 茂木田			12	_	-	12	12 12	12 12	_	12 12	12 1 12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
逆川 鬼怒川(1)	A-1 AA-1	生物A-イ 生物A-イ	19	川治第一	3 -			+	12	+	1	12	12	12		12	12 1	+	+	+	+-		1	_	1 1	_	-	+	-	1	1 1	1	1	1	-	1 1	1 1
			20	発電所前 小佐越	3 - 5		36°48'01		12	-	1		6	6		6	6 1		_		-	-1	1	-	1	-	+	+	+			-	-	+	-	+	
鬼怒川(2)	A-1		21	上平橋	4 - 5	2 塩谷田	J 36°43'36	5" 139"52'54"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4 4	4	1 4	1				1	1											
			22	鬼怒川橋 (宝積寺)	4 -	7 101-1			12	_	1		12	12		12	12 1	_	_	1 12			1		2 1		1		_	1	1 1	1	1	1	-	1 1	
			23	桑島大橋 大道泉橋	4 - 9	3 真岡市	36°30'22 36°22'04		12	_	_	12	12 6	12	12	12	12 1	2 2	+	_	_		2	2	2 2	2	2		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
			25	川島橋	4 - 3		_		12	_	_	·	12	12	Ŭ	12	12 1	_	+	_	_	4	1	1	2 1	1	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
鬼怒川(3)	A-12	生物B-イ	26	平方		1 茨・下	_		6	_	-	6	6	6	6	6	_	4 4	-	_	_			_	1	1											
男鹿川 板穴川	AA-1	生物A-イ 生物A-イ	27 28	末流 末流	72 -	1 日光7	36°53'36 36°46'18		12	_	_	12	12 12	12 12	_	12 12	12 1 12 1	_	_	_	_	12	2	_	1 1	2			-	+	1 1	1	1	-+	-	1 1	
湯川	A-1	生物A-イ	29	未流	74 -	1 "	36°45'11	_	12	+	_		12	12	-	12	12 1	_	-	_	_	12	2	_	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
大谷川	AA-1	生物A-イ	<u>30</u>	開進橋 (針貝)	75 -	1 "	36°44'33	" 139*44'48"	12	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 2	2	2 12	12	12	2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1
志渡渕川	A-1	生物A-イ	31	筋違橋	76 -	1 "			12	+	1	12	12	12		12	12 1	+	+	_	+-	12	2		2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	
西鬼怒川	A-1	生物A-イ	32	西鬼怒川 橋 腰抱		1 宇都智			12	-	-		12	12	12	12	12 1	+	2	+	+	12	2	2	2 2	2	2		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
江川上流	B∕	生物B-イ	33	地蔵前	78 - 5				6	-	_	6	6	6		6	-	6		6																_	
			34 35	平塚橋高宮橋	78 - 5 78 -	1 上三/			12	-	-	12	6 12	6 12	12	6 12	6 12 1	6 2 2 2	-	_	_		2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
江川下流	A-1		36	末流	79 -	1 下野市	36°22'2	" 139"54'54"	12	12	12	12	12	12	12	12	12 1	_	2	_	_	12	2	1	2 1	2	1		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
田川上流	A∕	生物A-イ	37	上の島橋	80 - 5 80 -	1 宇都智			12	_	-	12 12	12 12	12 12	_	12 12	12 1 12 1	_	. 2	12	_	12	2	2	2 2	2	2		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1
田川中流	B-12	生物B-イ	38 39	大曽橋 宮の橋	81 - 5				12	_	_	12	12	12	_	12	12 1 12 1	_	-	12	_	12	۷	- 4	2 2		- 2		1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 .
				鉄道橋	81 - 5	_	36°32'44	_	12	+			12	12	_	12	12 1	_		12	_									İ							П
				孫八橋 明治橋	81 - 5 81 -	1 ルゴ 1 上三J		3" 139"53'22" 3" 139"53'20"	-	-			12 12	12 12	_	_	12 1 12 1	_	+	2 12			2	1	2 1	2	1	-	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1
田川下流	B-イ			坪山橋		1 下野7	_			12		12		6	16	6	6 1	_	-	_	_		۵		J 1	- 4	1			-	_ 1	1	1	-	-	1	
+		H. 44		梁橋		1 小山市			-	12			12				_	2 2		_	2 12			_	2 1	_		1		_	1 1		1	_	_	1 1	
赤堀川	A∕	生物A-イ		木和田島		1 日光7				12					12		12 1	\top	T		2 12	12	2	1	2 1	2	1	+	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
山田川 (田川上流支川)	A-∕	生物A-イ		未流	80 - 5	2 宇都2	36*35*21	139*53'47*	12	12	12	12	12	12		12	12 1	2 2	2	2 12	2																
御用川	C-1	生物B-イ		昭和橋	84 - 5				12	+	1	12		12	_		12 1	+		12	+-			_					-				_				\coprod
釜川	C= /	生物B-イ	48	公園	84 -					12	_	12	12 12	12	_		12 1 12 1	_	_		2 12			_	2 2			-	_	1	1 1	1	1	_		1 1	
	C-1			つくし橋					l						12			\top	T			12	2	4	4 2	2	2	-	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1
武名瀬川 (田川下流支川)	B-イ	生物B-イ		末流		2 下野市				12		12		6		6	6 1													1						\perp	Ш
小貝川 五行川	A-1 A-1	生物B-イ 生物B-イ		三谷橋 花岡		1 真岡市	_		_	_		12 12		12 6	12	12 6	12 1 6 1	_	-	1 12	_	4	1	1	2 1	1	1	\dashv	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1
-117H	11.11	T-WD 4		若橋		1 芳賀町			-	12		12		6	1	6	6 1	_	_	2 6	_			+			H		+	+	+		1	\dashv		-	\vdash
				高畦橋		2 真岡市	_		_	12		12		6		6	_	2 2	_	_	_															\perp	
野元川	A-1	生物B-イ		桂橋 末流	87 -	1		_	12	_		12 12		12 12	_	12 12	12 1 12 1	_	_	_	2 12	-			2 1	2		+	_	1	1 1	1	1	-+	_	1 1	
打 行屋川	A-1	生物B-イ		常盤橋		1 真岡「			-	_				12	_	_	12 1	_	+	_	_	_		_	2 1				_	_	1 1	1	1	_	_	1 1	
江川	A-1	生物B-イ	58	すのこ橋	87 - 5	4 "	36*24'54	1" 139"59'11"	12	12	12	12	6	6		6	6 1	2 2	2	2 6	6																
(五行川支川)				が上げる					L		ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ																										1

⁽注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。 測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。)は5年に1回調査することを示し、測定頻度は年1回とする。)中の数字は測定年度(和暦)の下一桁を示す。

																	測定	頻度			要	監視工	百月														測定地	h占
	_		健康			1.00				特殊			1-	Ę		_	,		康項	目		iii. DG*.		^	Ļ	<i>*</i>	〈生生	物項	E .		そ		の項		,		例ÆÆ	
ジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4ージオキサン	n - ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	p - ジクロロベンゼン	E P N	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4 t オクチルフェノール	アニリン	2・4ージクロロフェノール	アンモニア性窒素	M B A S	2 M I B	ジェオスミン	トリハロメタン生成能	測定機関	名称	No.
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2																			1				栃木県	恒明橋	1
																	1	1				1										1				"	昭明橋	2
1	1	1	1	2	1	1	1		1	1	1	1	1			1	1	1						1	1	1	1									国交省	新那珂橋	3
1	1	1	1	6	1	1	1		1	1	1	1	1				1	1	1					1	6	6	6				12				12	"	川堀 野口	4 5
1	1	1	1	2	2	2	1	2	_	2	2													1	9	0	0				12	1			12	栃木県	高雄股橋	6
																																				"	一軒茶屋	7
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2																			1				"	湯川橋	8
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2			1								1								1				"	川田橋	9
1	1	1	1	2	2	2	1	2	_	2	2	2	2																			1				"	新田橋	10
1	1	1	1	2	2	2	1	2	-	2	2	2	2				1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1		1				"	末流	11 12
1	1	1	1	2	2	2	1	2		2	2		2				1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1		1		<u> </u>		"	宇田川橋	13
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2						1		Ė				6	6	6				П	1				"	更生橋	14
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2			1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1		1				"	向田橋	<u>15</u>
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1	1	1	1		1		1	6	6	6					1				"	旭橋	<u>16</u>
1	1	1	1	2	2	2	1	2		2	2	2	2											1	6	0	0					1				"	未流	17
		1					1	2	+			-													6	6	6					1				"	末流 川治第一	18
1	1	1	1	4	1	1	1		2	2	2	2	2																		2					国交省	発電所前	19
				1	1	1			1	1	1	1	1							1				1											4	栃木県 国交省	小佐越 上平橋	20
1	1	1	1	2	2	2	1		1	1	1	1	1			1			1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1				"	鬼怒川橋	22
1	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1				宇都宮市	(宝積寺) 桑島大橋	23
-	1	1	1	r	r.	2	-		1	1	1	1	1				1	1	1	1		1		1												国交省	大道泉橋	24
1	1	1	1	2	2	2	1		1	1	1		1				1	1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1				"	川島橋	<u>25</u>
				1	1	1			1	1	1	1	1																							"	平方	26
1	1	1	1	4	1	1	1		2	2	2	2	2																		6					"	未流	<u>27</u>
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2											1								1				栃木県	未流	28
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1	1						1								1				,,	末流 開進橋	29 30
1	1	1	1	2	2	2	1	2	-	2	2		2				1	1						1								1				"	(針貝) 筋違橋	31
1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2												1				1	1	1	2	2				宇都宮市	西鬼怒川	32
-	1	1	1	٥	-		-	-	-	-	-	2		1															1	1	-	-				"	橋 腰抱	33
														1			1	1														2				"	地蔵前 平塚橋	34
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1	1														1				栃木県	高宮橋	35
1	1	1	1	2	2	2	1	2		2	2						1	1							1	1	1	1	1	1		1				"	末流	36
																																				宇都宮市	上の島橋	37
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															1	1	1	2	2				"	大曽橋	38
																									-						H					"	宮の橋 鉄道橋	39 40
H							\vdash			\vdash	\vdash			1			\vdash	1	\vdash	\vdash		\vdash		1	\vdash	\vdash	\vdash		\vdash	\vdash	H	2				"	跃退惱 孫八橋	40
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	Ĺ																		1				栃木県	明治橋	42
																								1								1				"	坪山橋	43
1	1	1	1	2	2	2		2		2			2	L			1	1	1		L	1		1	1	1	1	1	1		Ы	1				"	梁橋	44
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2							1				1				1	1	1		1				"	木和田島	45
																																2				宇都宮市	末流	46
																																				"	昭和橋	47
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					1							7	7	7	1	1	1	2	2				"	錦中央 公園	48
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															1	1	1	2	2		L		"	つくし橋	49
																	1	1	1	1		1		1								1				栃木県	末流	50
						_																																
1	1	1	1	2	2	2	1		1	1	1	1	1	<u> </u>			1		1					1	7	7	7	1	1	1	1	1				国交省 栃木県	三谷橋花岡	51 52
H																								1							H	1				彻 小 州	化阿 若橋	53
H	7		H											H			1	1		1	1	1		1							H	•			H	,,	高畦橋	54
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1	1							1	1	1	1	1	1		1				"	桂橋	55
1	1	1	1	2	2	2	1			2	2	2	2	L			1	1		1	L				(3)	7	7				Ц	1				"	末流	56
1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	-							-				7	7	7				H	1				"	常盤橋	<u>57</u>
ı I																								1								1				"	すのこ橋	58

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。 測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。 ○比5年に1回調査することを示し、測定館原は年1回とする。 ○中の数字は測定年度(和曆)の下一桁を示す。

別表1 公共用水域水質測定地点一覧(河川)

					浿	定地点					現場					4	活環	境項目	1			i	測定頻	度						健康	₹項目							
水域名	環境 基準 (生活環 境保全)	環境 基準 (水生生 物保全)	No.	名称	統一	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年間測定回数	測定日数	天時水気水外色臭透度EC 調候刻深温温観相気視	流	Н	0 (S E	大	全室素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	ン酸及びその塩(LAS)直鎖アルキルベンゼンスルホ	カドミウム	全シアン	鉛		表 :	裉	アルキル水銀	ポリ塩化ビフ	ジクロロ	5000円により	ンクココエタ	クロロエチレ	シス・1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	п п н	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
渡良瀬川 上流	A-1	生物A-イ	59	沢入発電所渡良瀬	53 - 54	日光市	36° 36' 37	"139° 24' 24"	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	2	2	12			12		12		12									1	T	T
渡良瀬川 (2)			60	川取水堰 葉鹿橋	5 - 1	足利市	36° 21' 25	"139° 23' 09"	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	1
渡良瀬川	B-ハ	生物B-イ	61 62	渡良瀬	5 - 51 6 - 1	群•館林市		"139° 26' 55" "139° 33' 10"	12		12	-	12 12		12 12	4 1 12 1		-	12 12		4	4	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	-
(3)	Б / -	T-100 -1		大橋 新開橋		栃木市		139° 38' 59″	12		12	-	12	-	+	12 1	+	-	12		1	-1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		+	Ť
渡良瀬川 (4)	В-12		64		7 - 1	茨·古河市	36° 11' 34	139° 41' 31″	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	
神子内川 小俣川	AA-1 A-1	生物A-イ 生物A-イ	65 66	末流 新上野田	90 - 1	日光市足利市		"139° 27' 14" "139° 22' 40"	12		12		12 12		+	12 1 12 1		-	2			12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1 1 1	-	+
上流 小俣川 下流	B-√	生物B-イ		橋 末流	92 - 1	川 川		"139° 22' 50"	12		12	-	12		+	12 1	+	-	2		12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	+	+
松田川 上流	A-1	生物A-イ	68	新松田川 橋	93 - 1	"	36° 21' 42	"139° 23' 38"	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	2	2	12	12	12	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1 1	1	1
松田川 下流	B-1	生物B-イ		未流	94 - 1	"		139° 23′ 34′	12		12		12		+	12 1	+	-	2		12	12	2	1	2	1	2	1	1	1	1	+	1	1	-	1 1	+	+
蓮台寺川 袋川上流	D-イ B-イ	- 生物B-イ		末流助戸	116 - 1 95 - 1	"		"139° 26' 14" "139° 28' 27"	12		12		12 12		+	12 1 12 1		-	2		12	12	2	1	2	1	2	1	1	1	1	+	1	1	-	1 1	-	+
袋川下流	D-イ		72	岱川水田	96 - 1	II.	36° 18' 35	"139° 29' 43"	12		12	-	12		+	12 1	+	-	2		12	12	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1 1	1	t
旗川上流	A∕	生物A-イ		高田橋	97 - 1	佐野市		"139° 32' 02"	12		12		12		+	12 1	+	-	2			12	2	1	2	1	2	1	I	1	1	+	1	1	-	1 1	1	+
旗川下流 出流川	B-イ B-イ	生物B-イ 生物B-イ		末流	98 - 1 99 - 1	# 足利市		139° 31' 12″ 139° 31' 26″	12		12	-	12 12		+	12 1 12 1		-	12		12	12	1 2	1	2	1	2	1	-	1	1	+	1	1	-	1 1 1 1	+	╁
才川	B-∕1	生物B-イ		末流	100 - 1	佐野市		"139 31 26 "139° 33' 16"	12		12	-	12		+	12 1	+	-	2			12	2	1	2	1	2	1	+	1	1	+	1	1	-	1 1	-	+
矢場川	C-イ	生物B-イ	77	矢堤川水	101 - 1	足利市	36° 16' 47	"139° 32' 04"	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	
秋山川 上流 秋山川	A-1	生物A-イ		堀米橋	102 - 2	佐野市		139° 34′ 17″	12		12		12	-	+	12 1	+	-	2			12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	1	
下流 三杉川	C-イ B-イ	生物B-イ 生物B-イ		末流	103 - 1	"		"139° 35' 01" "139° 36' 34"	12		12		12	-	+	12 1 12 1		-	12		12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	-	+
巴波川 上流	C-イ	生物B-イ		原の橋	105 - 51	栃木市	36° 23' 28	"139° 43' 51"	12	12	12	12	6	6		_	6 12	-	2	6																		
巴波川				吾妻橋	105 - 1	II.		139° 44′ 44″	12		12		12		+	12 1	+	-	2				2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	-	+
下流 永野川	B-1 A-1	生物A-イ		巴波橋 大岩橋	106 - 1	"		"139° 42' 49" "139° 42' 07"	12		12	-	12 12		+	12 1 12 1	+	12	12		12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	-	+
上流 永野川 下流	A-1	生物B-イ	85	波合烯	108 - 1	小山市		"139° 43' 44"	12		12	-	12	-	+	12 1	+	-	2			12	2	1	2	1	2	1		1	1	+	1	1	-	1 1	+	╁
思川上流	A-1	生物A-イ		保橋	109 - 1	栃木市	36° 25' 01	"139° 47' 14"	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	2	2	12	12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	İ
思川下流	A-1	生物B-イ		乙女大橋	110 - 1	小山市		139° 44' 51″			12	12	12	_	\rightarrow	_	2 12	-	2			12	2	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	1
大芦川	AA-1	生物A-イ		赤石橋		鹿沼市		139° 43' 37'					12		12	12 1				12	12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	
(思川上流支川)	A-1	生物A-イ		小藪橋	109 - 51	工件町		139° 44' 21' 139° 48' 17'				12	6	6	10		6 12		2	12	10	12		1	2	1	2	1	\downarrow	1	1	1	1	1	1	1 1	-	-
黒川 姿川	A-1 A-1	生物A-イ 生物B-イ		御成橋	112 - 1 113 - 55			139° 48° 17° 139° 49' 07″				12	12	12	12	12 1	2 12 6 12	-	2	12	12	12	2	1	Z	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
					113 - 54		36° 33' 44	"139° 50' 02"				12	6	6		-	6 12	-		6													1				T	t
				姿川橋	113 - 52	,,		"139° 50' 16"				12	6	6	Ī	_	6 12	-	2							Ţ	J	ight]	Ţ	1	Ţ		1			Ļ	Ļ	Ļ
鎧川		11-14		宮前橋	113 - 1	下野市		"139° 49' 44"				12		12	12	12 1				12	12	12	2	1	2	1	2	1	+	1	1	1	1	1	1	1 1	1	1
武子川	A-1	生物B-イ				宇都宮市							6	6			6 12		2							-			+			+				+	-	_
(姿川支川)	A-1	生物B-イ		中町橋	113 - 58	"		139° 50' 011			12		6	6	-	_	6 12		2	6												-	+			_		\vdash
新川 押川	_ A-√	_ 生物A-イ		南町西 越地橋	213 - 1 114 - 1	# 茨・大子町		"139° 51' 29" "140° 15' 51"	 			12 12	6 12	12	12	6 12 1	6 12 2 12	+	2	6 12	12	12	2	1	2	1	2	1	+	1	1	1	1	1	1	1 1	1]
宮戸川	-	_		川田橋		野木町		"139° 46' 30"				12	6	6	-	_	6 12	-	2					-	-		-	1		1		\dagger				Ť	Ť	Ħ
大川	-	-	100	県道明野 間々田線	211 - 1	小山市	36° 15' 03	"139° 48' 42"	12	12	12	12	6	6		6	6 12	2	2	6						1			1									L
西仁連川	B-イ	生物B-イ		武井橋	115 - 1	ル の環境基準		139° 49′ 36″	12	12	12	12	12	12	12	12 1	2 12	2	2	12	12	12	2	1	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	1

																		測定	頻度																				Yest when to	
				健康	項目							特殊	項目	1		E				侹	康項	目	-	安監社	見項目	1		オ	〈生生	物項	目		そ	の他	の項	目			測定地	点
1 ,3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4ージオキサン	n - ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	P-ジクロロベンゼン	E P N	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-1 t-1 オクチルフェノール	アニリン	2,4ージクロロフェノール	アンモニア性窒素	M B A S	2 M I B	ジェオスミン	トリハロメタン生成能	測定機関	名称	No.
												12																						2				栃木県	沢入発電 所渡良瀬 川取水堰	59
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		2	2	2	2	2												1	1	1	1	1	1	12					国交省	葉鹿橋	60
																																	12					"	中橋	6
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		2	2	2	2	2				1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	12					"	渡良瀬 大橋	62
						1	1	1											1	1													2	2		12		"	新開橋	63
1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	8	8	8				2	2	12	12	4		三国橋	6
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2																					1				栃木県	未流	6
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-														1	_							1			1	"	新上野田橋	60
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-														1								1			-	"	末流 新松田川	6
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-															_							1			<u> </u>	"	橋	68
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-														1				1	1	1	H	1				"	未流	69
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-														-	_							1			-	"	未流	70
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-			-											1		_		-		_		1				"	助戸 袋川水門	71
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-			-		1					1				1	8	8	8	1	1	1		2				"	(末流)	72
1	1	1		1	1	2	2	2	1		2	-			-												8	8	8				12	1				国交省	高田橋	73
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2				-												0	0	0				12	1				栃木県	末流	74
1	1	1		1	1	2	2	2			2	-			-																			1				11/1/1/2/1	末流	70
1	1	1		1	1	2	2	2			2	-			-	1	1		1	1	1	1		1			9	9	9				12	-				国交省	矢場川水	Z
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-			-	-			1		-	-			1					1	1	1	12	1				栃木県	門(末流) 堀米橋	75
1	1	1		1	1	2	2	2		1	2	-	2		-				1	-	1	1			-	1	9	9	9	-	-	_	12	-				国交省	末流	79
1	1	1		1	1	2	2	2		+	2				-				1	1	-	1		1		1		9	9	1	1	1		1				栃木県	末流	80
																										1								1				"	原の橋	8:
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2											1				1	1	1		1				"	吾妻橋	82
1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	1	1	1	1				1	1							0	0	0				2	2	12	12		国交省	巴波橋	83
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2											1								1				栃木県	大岩橋	84
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2					1							1	1	1	1	1	1		1				"	落合橋 (末流)	8
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2			1	1	1		1				1	0	0	0					1				"	保橋	8
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1	1		1				1	0	0	0	1	1	1		1			4	"	乙女大橋	87
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2			1				1				1								1				"	赤石橋	88
																																		1				"	小藪橋	89
1	1	1	1	1	1	9	2	2	1	2	2	2	2	2	2			1	1	1				1		1	1	1	1	1	1	1		1				"		0/
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2		2	2			1	1	1				1		1	1	1	1	1	1	1		1					御成橋	91
				-	-														-		-							-					H		-			于都呂巾	鹿沼街道	9:
																-			1	1	1	1	1	1			-							2				"	廃 们 倒 担 姿 川 橋	93
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1					宮前橋	94
1	1	1	-	-	-	2	-	-	1	Ľ	ľ	-	-		-											1	·	-	-	1	-	1					<u> </u>			
																			1	1														2				于都宮市	能満寺西	98
																																		2				"	中町橋	96
																			1	1						1								2				"	南町西	9
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2																			1				栃木県	越地橋	98
																																		1				"	川田橋	99
																			1	1		1	1			1	1	1	1				Щ	1				"	県道明野 間々田線	100
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2				1		1			1		1		1	1	1	1 目の!	1		1				"	武井橋	10

(注) 測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。 測定地点No.に下縁のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。 () は5年に1回調査することを示し、測定頼度は41回とする。 () 中の数字は測定年度(和暦)の下一桁を示す。

別表1 公共用水域水質測定地点一覧(湖沼)

					油局	E 地点										涯	定	頻度								
					1817	= 2 E/M					現地 調査					生	活環	境項	目					健	康項	目
水域名	環境基準 (生活環 境保全)	環境基準 (水生生 物保全)	No.	名称	統一	- 所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年間測定回数	年間測定日数	天時水気水外免候刻深温温観知	Р	B O D	C O D	S S	О	大腸菌数	全窒素		全亜鉛	ノニルフェノール	酸及びその塩(LAS)直鎖アルキルベンゼンスルホン	底層DO	カドミウム	全シアン	鉛
湯ノ湖	A−イ Ⅲ−イ	生物-A	1	St.1	511 - 5	1 日光市	36°48'11"	139°25'27″	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
				〃 底層	"	"	11	"	8	8	8												8			
			2	St.2	511 - 5	2 "	36°48'09″	139°25'22″	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
				〃 底層	IJ	"	11	"	8	8	8												8			
			3	St.3	511 - 5	3 "	36°48'06″	139°25'18″	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
				〃 底層	"	"	"	"	8	8	-	-											8	ļ		
			4	St.4	511 - 5		36°48'03"	139°25'23″	4	4	1	-		4	4	4		4	4							_
				" 底層 St.5(湖心)表層	# 511 -	1 "	" 36°47'59"	" 139°25'24"	8	8	+			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			_
			<u> </u>	ル 水深 3m	3 511 -	" "	JI 41 59	139 25 24	8	8	+	-	-	8	8	8	0	8	8	0	0	0				_
				" 水深 6m		"	"	"	8	8	+		1	8	8	8		8	8						_	
				" 水深 9m	"	"	"	"	8	8	-	-		8	8	8		8	8							_
				〃 底層	"	"	"	"	8	8	8												8			_
			6	St.6	511 - 5	5 "	36°47'55″	139°25'32″	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
				〃 底層	IJ	IJ	11	"	8	8	8												8			
			7	St.8	511 - 5	6 "	36°47'50″	139°25'37″	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
	A A - Z			〃 底層	"	"	"	"	8	8	8												8	l		
中禅寺湖	AA-イ I -イ	生物-A	8	St.1	512 - 5	1 "	36°44'45″	139°25'44"	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
				〃 底層	"	"	11	"	8	8	8												8	<u> </u>		
			9	St.4	512 - 5	4 "	36°44'38″	139°27'35″	4	4	1	-		4	4	4		4	4					ļ		
				// 底層	"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	"	8	8	+	1											8			
			10	St.6(湖心)表層 // 水深 5m		1 "	36°43'55″	139°28'29"	8	8	-	1		8	8	8	8	8	8	8	8	8				_
				" 水深 5III		"	"	"	8	8	+	-	-	8	8	8		8	8							_
				" 水深 10m		"	"	"	8	8	-	1		8	8	8		8	8							_
				" 水深 50m		"	"	"	8	8	+			8	8	8		8	8							_
				" 水深150n		"	"	"	3	3	3	3		3	3	3		3	3						_	_
				〃 底層	"	"	11	11	8	8	8												8			
			11	St.7	512 - 5	6 "	36°44'14"	139°29'31"	4	4	4	4		4	4	4		4	4							
S05 (1 , 12°)				〃 底層	"	"	"	11	8	8	8												8	 		
深山ダム 貯水池	AA-イ II <i>-</i> イ	生物-A	<u>12</u>	湖心	531 -	1 那須塩原市	37°05'18″	139°54'08″	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4				
				〃 底層	IJ	"	11	IJ	4	4	4												4			
川治ダム 貯水池	A−イ Ⅱ −イ	生物-A	<u>13</u>	湖心	521 -	1 日光市	36°53'56″	139°41'30″	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4		1	1	
				〃 底層	"	"	"	"	12	12	12												12			
川俣ダム 貯水池	A-イ II -イ	生物-A	<u>14</u>	湖心	541 -	1 "	36°52'42"	139°31'11"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4		1	1	
XIZINE	11 1			〃 底層	"	"	"	"	12	12	12												12			_
五十里ダム	_	_	15	湖心	402 -	1 "	36°54'13"	139°42'19″	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4				
貯水池塩原ダム	_	_	16	湖心	404 -	1 那須塩原市	36°57'11″	139°53'00″	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4						
<u>貯水池</u> 渡良瀬貯 水池(谷中	A-=	_		湖心		1 栃木市	36°12'35″	139°40'43"	12				12			12				12				1	1	
湖)※	III-≔		''	』 底層	551 -	1 伽木田	36 12 35	139 40 43	10				12	14	12	14	14	14	14	14			10		1	
組まいい。				" 迟增	"	"	"	"	10	10	10					-							10		-	_
湯西川ダム 貯水池	_	_	18	湖心	405 -	1 日光市	36°56'03″	139°39'33"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4				

^{※:} 渡良瀬貯水池(谷中湖)については、令和9(2027)年度までの暫定目標が定められている。 COD5.2mg/L、全窒素0.93mg/L、全りん0.065mg/L (注) 測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。 測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。

																	測	定頻	度																			
一日											í	建康	項目														特殊	項目			そ	- の他	の項	目				
1	価クロ	素	水	ルキル水	リ塩化ビフェニ	クロロメタ	塩化炭	,21ジクロロエタ	,1-ジクロロエチレ	スー1,2-ジクロロエチレ	1 ,1 ,1 トリクロロエタ	1 , 1 , 2 トリクロロエタ	トリクロロエチレ	テトラクロロエチレ	・3ージクロロプロペ	ウラ	マジ	オベンカル	ンゼ	レ	び亜硝酸性窒	2	う	,4-ジオキサ	1ヘキサン抽出物質(油分	エノール	銅	性	解性マンガ	口	アンモニア性窒	りん酸イオ	クロロフィル	プランクト	リハロメタン生成	測定機関	名称	No.
1																					8										8	8	8					1
1																																						
1																					8										8	8	8					2
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																																						
Range Ra																					8										8	8	8	8				3
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		Ш																			8										8	8	8					4
		Ш																													_	_	_	_				-
																																		8				<u>5</u>
Recomposition Recomposit		Ш																																				
Record Record																					8										8	8	8					
Record Record																					0										0	0	0					C
Record Continue																					8										8	8	8					ь
Record Fig. 1																					0										0	0	0					7
Record Record																					8										8	8	8					- '
1																																						
1																					8										8	8	8			IJ	St.1	8
1																																				"	〃底層	
1																					8										8	8	8	8		"	St.4	9
Record Record																																				IJ	〃底層	
Record Record																					8										8	8	8	8	4	"	St.6(湖心)表層	<u>10</u>
Record Record																					8										8	8	8			"	″水深5m	
1																					8										8	8	8			"	″水深10m	
1																					8										8	8	8			"	″水深20m	
1																					8										8	8	8			"	″水深50m	
1																					3										3	3	3			"	″水深150m	
1																																				IJ	〃底層	
1																					8										8	8	8			IJ	St.7	11
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																																				"	〃底層	
1 1																					4										4	4	4			"	湖心	12
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																																				"	〃底層	
1 1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							12	12	12	12		国交省	湖心	<u>13</u>
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																																				"	〃 底層	
1 1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									12	12		,,	湖心	14
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		H																																		"	〃底層	1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1																		1	1	1							12		12	12	12	12		,,,		15
1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																				-		_																
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		\vdash																																				
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2							4	12	12	12				17
																																				"	〃 底層	
		1																			1	1																18

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。 測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。

	(則)	定方	測定項目	環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
			рН	類型で異なる	_	日本産業規格(以下「規格」という)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
			BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法
			COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法
			SS	同上	1	環境基準告示付表9に掲げる方法
	生活		DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	位環		大腸菌数	同上(※)	1CFU/100ml	環境基準告示付表10に掲げる方法
	境項目		全室素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6(規格K0102の45の備考3を除く。) に定める方法
	П		全燐	同上	0.003	規格K0102の46.3(規格K0102の46の備考9を除く。)に定める方法
			全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法
		生生	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法
		物	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法
		項目	底層DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は環境基準告示付表13に掲げる方法
			カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
			全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
			鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
環境			六価クロム	0.02	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法 (ただし次の1から3に掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定め るところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合、原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格 K0102の65の備考11のb)による場合に限る。)、試料にその濃度が基準値 相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収 率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 汽水又は海水の場合のため略
境基			砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
準			総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
項			アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
目			PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表4に掲げる方法
			ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
			四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
			1,2-ジクロロエタン	0.004		規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
			1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	仮	#1-	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	身	F.	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	ij		1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	E		トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
			テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
			1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
			チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表5に掲げる方法
			シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
			チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
			ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
			セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
			硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
			亜硝酸性窒素	0.8	0.01	規格K0102の43.1に定める方法 規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。) 若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境基準告示付表7に掲げる方法
			ほう素 1,4-ジオキサン	1 0.05	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に掲げる方法 環境基準告示付表8に掲げる方法

		測定項目	環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
		n-ヘキサン抽出物質(油分)	_	0.5	環境基準告示付表14に掲げる方法
	特	フェノール類	-	0.01	規格K0102の28.1 (規格K0102の28の備考2及び3並びに規格K0102の 28.1.3のただし書以降を除く。) に定める方法
	殊 項	銅	_	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
	目	溶解性鉄	_	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
		溶解性マンガン	_	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
		クロム		0.01	規格K0102の65.1に定める方法
		クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	健	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	環境庁通知環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
	康項	ニッケル	-	0.001	規格K0102の59.3に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若 しくは付表5に掲げる方法
要監視	目	モリブデン	(0.07)	0.007	規格K0102の68.2に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若 しくは付表5に掲げる方法
悦項目		アンチモン	(0.02)	0.002	平成16年3月31日付環境省通知付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
Н		エピクロロヒドリン	(0.0004)	0.00004	平成16年3月31日付環境省通知付表2に掲げる方法
		全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
	-de	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	水生	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	生	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
	物	4-t-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
	項目	アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
	Н	2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
		アンモニア性窒素	-	0.02	上水試験方法Ⅲ-28に掲げる方法
		MBAS	_	0.01	規格K0102の30に定める方法
	そ	全硬度	_	0.5	規格K0101の15.1に定める方法
	(I) (I)	2-MIB	_	0.005	上水試験方法IV-2 12に掲げる方法
	他の	ジェオスミン	_	0.005	上水試験方法IV-2 12に掲げる方法
	項	りん酸イオン	_	0.003	規格K0102の46.1に定める方法
	目	クロロフィルa	_	$2\mu g/L$	上水試験方法IV-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法
		プランクトン	_	_	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法
トリ	ハロメタ	ン生成能	_	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (注) 1 測定方法は昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」の定めに従う。 報告下限値は平成13年5月31日環水企第92号「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の 処理基準について」の定めに従う。 2 表中及び備考の用語は下記のとおりとする。 (1) 環境基準告示:昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 (2) 環境庁通知:平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定 ませたのして
 - - 方法について
 - 平成15年11月5日付環境省通知:平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準に
 - (4)
 - 平成15年11月3日付環境省通知: 平成15年11月環水企発第031105001亏及び環水官発031105001亏「水負行側に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」 平成16年3月31日付環境省通知: 平成16年3月環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」 平成25年3月27日付環境省通知: 平成25年3月環水大水発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の (5)
 - 平成25年3月21日11条発日四州・1782年1972年 施行等について」 環境庁告示第30号:平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する 特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
- ※ 各水域に適用する大腸菌数の環境基準は次表のとおりとする。

2 各水域に適用する大腸菌数の環境基準(1) 河川

(1)	河川				4	引用目的	5/1		
水系	類型	水 域 名	環 ・境 基準点	自然		工業	農業	水産	大腸菌数の 環境基準 (CFU/100ml)
	ΑA	那珂川(1)	恒明橋		1		0		100
	AΑ	高雄股川	高雄股橋	0				1	20
	Α	那珂川(2)	新那珂橋		1		0		100
	Δ.)E [1]	野口		1		0	1	100
	A	湯川 余笹川	湯川橋		2		0	1	300
717	A	黒川	川田橋 新田橋		4		0	1	300
那珂	A	松葉川	未流)	2	- 500
Л	A		箒川橋		2		0	1	300
	A	蛇尾川	宇田川橋		2		Ö	1	300
	Α	武茂川	更生橋					1	-
	Α	荒川	向田橋		2		0	1	300
	Α	内川	旭橋		2		0	2	300
	Α	江川	末流				0	2	300
	A	逆川	未流					1	-
	AA	鬼怒川(1)	川治第一		1		0		100
	AA	男鹿川	川治橋	0	1			1	20
	A A A A	板穴川	末流 開進橋	0	1		0	1	20 20
	AA	大谷川	鬼怒川橋	0	2		0	1	300
	Α	鬼怒川(2)	川島橋		2		0		300
	Α	湯川	末流		2			2	300
鬼	Α	志渡渕川	筋違橋					1	-
怒	Α	西鬼怒川	西鬼怒川橋					1	-
川	Α	江川下流	末流				0	3	300
l :	Α	田川上流	大曽橋					1	=
小貝	Α	赤堀川	木和田島					1	-
川	A	小貝川	三谷橋				0	3	300
	A	五行川	桂橋				0	2	300
	A	野元川	末流				0	3	300
	A B	行屋川 江川上流	常盤橋高宮橋					3	
	В	田川中流	明治橋				0	2	1000
	В	田川下流	梁橋				0	2	1000
	С	御用川	錦中央公園						-
	С	釜川	つくし橋					3	-
	ΑA	大芦川	赤石橋	0			0	1	20
	AΑ	神子内川	末流		1			1	100
	A	渡良瀬川(2)	葉鹿橋				0		300
	A	小俣川上流	新上野田橋				0	1	300
	A	松田川上流	新松田川橋				0	1	300
	A	旗川上流 才 川	高田橋 末流			0	0	3	300 300
	A	秋山川上流	堀米橋				0	1	300
	A	永野川上流	大岩橋				0	1	300
	A	永野川下流	落合橋				0	1	300
	Α	思川上流	保橋				Ö	1	300
	Α	思川下流	乙女大橋		1		0	2	100
渡	Α	黒川	御成橋		2		0	1	300
良	Α	姿川	宮前橋				0	2	300
瀬川	В	渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋				0		1000
/''	В	渡良瀬川(4)	三国橋				0	0	1000
	В	小俣川下流 松田川下流	末流 末流					3	_
	В	松田川下流 袋川上流	木派 助戸	-			0	3	1000
	В	旗川下流	末流				0	3	1000
	В	出流川	未流				0	3	1000
	В	三杉川	末流				Ö	3	1000
	В	巴波川下流	巴波橋				Ō	3	1000
	С	矢場川	矢場川水門					3	_
	С	秋山川下流	末流				0	3	
	С	巴波川上流	吾妻橋				0	3	_
	D	蓮台寺川	未流				0		_
.74	D	袋川下流	袋川水門				0	1	_
その他	A B	押川 西仁連川	越地橋武井橋					1	1000
100	Д	口口圧川	此(ナギ)間						1000

(2) 湖沼

(4) 1	H9J1LI							
stere med	4 41 1	環境			引用目	的		大腸菌数の
類型	水域名	基準点	自然	水道	工業	農業	水産	環境基準 (CFU/100ml)
AA	中禅寺湖	湖心		1			1	100
Α	湯ノ湖	湖心					1	1
_	塩原ダム貯水池	湖心				0		-
AA	深山ダム貯水池	湖心	0	2		0		20
Α	川俣ダム貯水池	湖心				0	2	300
_	五十里ダム貯水池	湖心					1	-
Α	川治ダム貯水池	湖心		2				300
Α	渡良瀬貯水池	湖心		2			2	300
1	湯西川ダム貯水池	湖心		0	0	0		-

注表中の利用目的は次のとおりとなる。 自然:自然環境保全 水道:水道用水(各水域の欄の数字は級を示す。) 工業:工業用水 農業:農業用水 水産:水産生物用水(各水域の欄の数字は級を示す。) なお、利用目的は、各水域または河川における利用状況を文献調査 及び関係機関への照会により確認した結果である。

別表3 地下水質測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名		所 在 地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	1	上小倉町地内	<u>17</u>	宇都宮市
2			新里町地内	<u>22</u>	"
3			立伏町地内	<u>23</u>	"
4			今泉3丁目地内	<u>29</u>	"
5			下反町町地内	<u>36</u>	"
6	足利i	†	小俣町地内	39	栃木県
7			駒場町地内	46	"
8	栃木i	1	星野町地内	34	"
9			皆川城内町地内	<u>41</u>	"
10			柳原町地内	42	II
11			岩舟町静地内	<u>47</u>	"
12			藤岡町藤岡地内	<u>50</u>	"
13	佐 野 ī	†	作原町地内	33	"
14			梅園町地内	40	"
15	鹿 沼 ī	†i	上粕尾地内	<u>26</u>	"
16			下久我地内	27	11
17			千渡地内	28	"
18	日光i	1	中宮祠地内	<u>14</u>	"
19			野口地内	15	"
20			沓掛地内	16	11
21			宮小来川地内	21	11
22	小 山 ī	†i	石ノ上地内	48	11
23			梁地内	49	"

No.	市町村名	所 在 地	メッシュ No.	測定機関
24	真 岡 市	飯貝地内	37	栃木県
25		鹿地内	<u>44</u>	"
26	大田原市	中田原地内	7	"
27		久野又地内	<u>8</u>	"
28		親園地内	12	"
29		亀久地内	13	"
30	矢 板 市	末広町地内	<u>11</u>	"
31	那須塩原市	折戸地内	3	"
32		橋本町地内	4	"
33		宇都野地内	6	"
34	さくらす	鷲宿地内	18	"
35	那須烏山市	南地内	25	"
36	下 野 市	6 谷地賀地内	43	"
37	茂木町	下菅又地内	31	"
38		小山地内	<u>38</u>	"
39	芳 賀 町	上延生地内	30	"
40	壬 生 町	中泉地内	<u>35</u>	"
41	野木町	佐川野地内	51	"
42	高根沢町	平田地内	24	"
43	那 須 町	高久丙地内	1	"
44		豊原甲地内	<u>2</u>	"
45		横岡地内	<u>5</u>	"
46	那珂川町	人那瀬地内	19	11

(注)

- 1 メッシュ№に下線がある地区は健康項目A及びBを調査し、下線のない地区は健康項目Aのみ調査する。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおりである。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

			るび亜硝酸性窒素を除く) 	調査	油 字 th 下 N	
No.	市町村名	地区名	測定項目	調 宜 地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭•旧市内西部	TCE• <u>PCE</u> •1,1-ジクロロエチレン•1,2- ジクロロエチレン•クロロエチレン	2 (2)	19	"
3		平出工業団地南部	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	5 (5)	34	II
4		東横田町	<u>TCE</u> ・1,1-シ [*] クロロエチレン・1,2-シ [*] クロロエ チレン・クロロエチレン	3 (3)	44	11
5		不動前•西原	<u>TCE</u> ・1,1-シ [*] クロロエチレン・1,2-シ [*] クロロエ チレン・クロロエチレン	3 (3)	86	11
6		岡本	TCE・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	11	II
7		峰※	TCE・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	128	11
8	足利市	稲岡町	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	10	栃木県
9		羽刈町(1)	u <u>砒素</u>	2	98	II
10		羽刈町(2)	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエ チレン・クロロエチレン	2	112	II
11		_	_	-	-	_
12		ı	-	-	-	1
13	栃木市	大平町伯仲 他	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエ チレン・クロロエチレン	2	4	栃木県
14		城内	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	38	"
15		ı	-	-	-	ı
16		藤岡町甲	<u>ほう素</u>	2	97	栃木県
17		薗部町	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエ</u> <u>チレン・</u> クロロエチレ <u>ン</u>	2	105	"
18	佐 野 市	植野	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	66	"
19		村上町	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	91	"
20	鹿 沼 市	白桑田	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	1	27	"
21		草久	^v <u>砒素</u>	2	111	"
22		板荷	<u> 泰っ素</u>	2	119	"
23	日 光 市	小来川	<u>ふっ素</u>	1	87	IJ
24		佐下部	¹⁾ 砒素・ふっ素	1	120	11
25	小山市	城東·土塔· 駅南·犬塚	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-</u> <u>ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	6	72	11
26		西黒田	$TCE \cdot 1, 1-y'$ 7pppx $+$ 1,2-y'7pppx $+$ 1,2-y'7pppx $+$ 1	2	99	11
27		横倉新田	<u>TCE</u> ・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-</u> <u>ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	4	100	"
28		城東•犬塚	<u>ふっ素</u>	2	103	IJ
29		_		-	_	_
30		塩沢	ふっ素	2	117	栃木県
31		若木町	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエ チレン・クロロエチレン	2	125	11
32		暁	<u>セレン・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・ <u>クロロエチレン</u>	4	126	11
			-			

No.	市町村名	地区名	測定項目	調 査 地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
33	真岡市	松山町	<u>TCE・PCE・1,1-ジ</u> クロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	1	栃木県
34		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	13	<i>II</i>
35		市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2- ジクロロエチレン・クロロエチレン	8	16	<i>II</i>
36		-	_	I	I	_
37		鬼怒ヶ丘(2)	<u>ほう素</u>	2	114	栃木県
38	大田原市	川田	_ひ <u>砒素</u>	2	122	"
39	上三川町	上蒲生	PCE • TCE • 1,1-ジクロロエチレン • 1,2- ジクロロエチレン • クロロエチレン	2	18	11
40	益 子 町	塙(1)	<u>PCE・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジ</u> クロロエチレン・クロロエチレン・ <u>鉛・ほう素・ふっ素・砒素</u>	4	102	"
41		塙(2)※	<u>TCE</u> •1,1-ジクロロエチレン・ <u>1,2-ジクロロエ</u> <u>チレン</u> •クロロエチレン	2	127	"
42	茂木町	馬門	<u>ふっ素</u>	2	121	11
43	芳 賀 町	下高根沢	PCE • TCE • 1,1-ジクロロエチレン • 1,2-ジクロロエチレン • クロロエチレン	2	33	"
44	野木町	丸林	PCE • TCE • 1,1-ジクロロエチレン • 1,2-ジクロロエチレン • クロロエチレン	3	56	"
45		潤島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	76	"
46	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	"
47		高久丙•高久甲	^ひ <u>砒素</u> ・ほう素	2	124	11
48		_	_	I	1	-
49		富岡	³ <u>砒素</u>	2	104	栃木県
		地点	108 (20)			

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図 3-2に示すとおりである。 2 TCEはトリクロロエチレン 、PCEはテトラクロロエチレンである。

 - 3 調査地点数の () は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
 - 4 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目である。
 - 5 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区である。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村		地 区 名	測定項目	調査	測定地点No.	測定機関
	宇都宮			硝酸性窒素及び	地点数 1 (1)	(調査地点図No.) 16	宇都宮市
2	, ,,			亜硝酸性窒素 "	2 (2)	101	"
3			長岡町	IJ	2 (2)	102]]
4	足利	市	羽刈町	II.	1	25	栃木県
5	, ,	.,.	大久保町	II.	1	96	11
-	栃木	市	藤岡町中根(1)	"	1	7	"
7			藤岡町中根(2)	"	1	73	"
8			藤岡町大前(1)	"	1	13	"
9			藤岡町大前(2)	II.	1	97	"
10			藤岡町藤岡(1)	11	1	14	"
11			藤岡町藤岡(2)	"	1	49	"
12			大平町富田	"	1	51	"
13			岩舟町曲ヶ島	"	1	67	"
14			岩舟町静戸	"	1	94	"
15	佐 野	市	赤見町	11	1	52	"
16			田沼町	IJ	1	54	<i>II</i>
17			伊勢山	IJ	1	61	<i>II</i>
18			越名・高萩・高山	IJ	1	78	IJ
19	鹿 沼	市	白桑田	II	1	17	11
20			南上野町	IJ	1	27	11
21			上奈良部町	11	1	47	"
22			宇都宮•鹿沼	IJ	3 (2)	63	栃木県、 宇都宮市
23			池ノ森	IJ	1	77	栃木県
24	小 山	市	雨ヶ谷	IJ	2	2	11
25			向野	11	2	18	11
26			喜沢	11	1	28	11
27			間々田・乙女	11	1	29	"
28			栗宮	11	1	44	"
29			三拝川岸・南半田・羽川上中	11	1	69	11
30			田間·塚崎·武井	11	1	70	"
31			鉢形·東山田	11	1	83	11
32			東野田•南和泉	11	1	84	IJ
33			小山市梁北部	IJ	1	85	"
34			駅南町・東城南・駅東通り	IJ	1	88	"
35			暁	"	1	99	IJ

No.	市町村名	地区名	測定項目	調 査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
36	真 岡 市	八木岡	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	20	栃木県
37		古山	11	1	33	"
38		西大島	"	1	68	"
39		真岡•二宮地域	"	1	76	11
40		宇都宮•真岡	JJ	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市
41		西郷•下太田和	"	1	89	栃木県
42	大田原市	亀久	IJ	1	42	11
43	-	_	_	ı	-	-
44	さくら市	鷲宿	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	103	栃木県
45	那須烏山市	野上	IJ	1	39	11
46		曲畑・八ケ代	IJ	1	91	11
47		藤田	IJ	1	105	"
48	下野市	小金井南部	IJ	1	22	"
49		仁良川(1)	IJ	1	31	"
50		仁良川(2)	11	1	50	IJ
51		大松山等	IJ	1	65	IJ
52		笹原等	IJ	1	66	IJ
53		上台·細谷	IJ	1	71	IJ
54		下野市柴南部·小山市鉢形北部	IJ	1	79	IJ
55		川中子	IJ	1	93	IJ
56		小金井北部	IJ	1	95	"
57		薬師寺	IJ	1	100	IJ
58		絹板	IJ	1	104	"
59	上三川町	西蓼沼	IJ	1	59	"
60	益 子 町	塙	IJ	1	34	IJ
61	芳 賀 町	稲毛田	IJ	1	6	"
62		東水沼	IJ	1	87	"
63		上稲毛田	IJ	1	90	"
64	壬 生 町	国谷	IJ	1	92	11
65		壬生町中泉・鹿沼市池ノ森※	IJ	1	106	11
66	野木町	友沼·丸林	IJ	1	45	11
67		野木	11	1	75	II
68		南赤塚	IJ	1	98	11
69	那 須 町	豊原丙	IJ	1	80	11
70	那珂川町	久那瀬	IJ	1	24	11
71		矢又	IJ	1	55	II
		地点数計		77 (8)		

- (注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおりである。
 - 2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
 - 3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

2(3)	継 統監視前	可宜夫加	ュ并戸状況(表2(1)・2(2)の井)	一门百轮				
	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	4
2				12-2	12B002	不明	不明	2
3		2	上戸祭·旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	3
4				19-2	19B008	6	浅	3
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	4
6				34-10	34B010	不明	不明	3
7				34-7	34B007	10	浅	2
8				34-8	34B008	不明	浅	2
9		4	-12 kH; ro m2	34-9	34B009	不明	不明	3
10		4	東横田町	44-1	44B001	15 不明	浅	2
11 12				44-2	44B002	不明不明	不明 不明	3
13				44-3 86-1	44B003 19B007	20	浅	4
14		J		86-2	19B007	20	浅	2
15				86-3	19B011	25	浅	2
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	5
17		O	1 PM 7 T	11-2	11B002	6	浅	2
18	,			11-4	11B002	11	浅	3
19		7	峰※	128-1	128B001	不明	不明	5
20		•		128-2	128B002	不明	浅	3
	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	3
22				10-4	10B004	5	浅	3
23		9	羽刈町(1)	98-3	98B003	不明	浅	23
24				98-4	98B004	不明	浅	23
25		10	羽刈町(2)	112-1	112B001	4.5	浅	(5)
26				112-2	112B002	不明	不明	2
27		_	_	-	_	-	-	_
28				-	-	=	=	_
29		_	_	_	-	-	_	-
30		1.0	1.550214.14	-	- 0.45000	-	- Sint	-
	栃木市	13	大平町伯仲 他	4-3	04B003	120	深	2
32 33		1.4		4-2 38-1	04B402	40 7	深迷	2
34		14	·	38-1	38B001 38B002	5	浅 浅	2
35			_	- -	30DUUZ _	- -	· (文	<u>4</u>
36				_	=	_	_	_
37		16	藤岡町甲	97-3	97B003	不明	不明	(5)
38		10	(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	97-2	97B002	7	浅	3
39		17	薗部町	105-1	105B001	10	浅	5
40			•	105-2	105B002	不明	不明	3
41	佐 野 市	18	植野	66-8	66B008	30	浅	(5)
42				66-6	66B006	不明	不明	⑤
43		19	村上町	91-4	91B004	80	深	3
44				91-3	91B003	5	浅	2
	鹿沼市		白桑田	27-1	27B014	7	浅	3
46		21	草久	111-1	111B001	51	深	2
47		~ -		111-2	111B002	不明	不明	2
48		22	板荷	119-3	119B003	77	深	2
49		0.0	1, 1, 11	119-2	119B002	48	深	3
50 51	日 光 市		小来川 <i>比</i> 下郊	87-1	87B001	7 不明	浅 不明	2
51 52	小 山 市		佐下部 城東・土塔・駅南・犬塚	120-1 72-1	120B001 72B001	<u> </u>	<u> </u>	3
53	\.1, H III	∠5	ウルボーム・「FMH・八塚	72-1	72B001 72B005	10~20		2
54				72-7	72B003	不明	浅	3
55				72-8	72B007 72B008	4	浅	3
56				72-11	72B011	不明	浅	3
57				72-13	72B013	8	浅	3
58		26	西黒田	99-1	99B001	8	浅	5
59				99-3	99B003	5	浅	2
60		27	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	5
61				100-2	100B002	10	浅	(5)
62				100-3	100B003	10	浅	(5)
63				100-4	100B004	100	深	23

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
	小 山 市	28	城東•犬塚	103-1	103B001	10	浅	5
65				103-3	103B003	不明	不明	3
66		_	_	-	-	_	-	_
67			II. See	=		-	-	-
68		30	塩沢	117-1	117B001	10	浅	(5)
69		0.1		117-2	117B002	150	深	4
70	•	31	若木町	125-1	125B001	100	深	3
71 72	ł	20	暁	125-2 126-1	125B002 126B001	8	浅浅	3
73	•	34	竹	126-1	126B001 126B002	12	浅	5
74	t l			126-3	126B002	12	浅	5
75	1			126-4	126B003	10	浅	2
	真岡市	33	松山町	1-13	01B013	100	深	4
77		00		1-2	01B026	120	深	4
78	1			1-3	01B003	不明	深	4
79		34	石島	13-38	13B038	不明	不明	3
80				13-11	13B011	35	深	2
81] [35	市街地	16-1	16B020	30	浅	3
82				16-4	16B002	9	浅	3
83				16-6	16B006	30	浅	2
84				16-7	16B007	40	深	2
85				16-9	16B009	6	浅	2
86				16-10	16B014	30	浅	3
87	•			16-11	16B011	55	深	2
88 89	<u> </u>			16-12	16B021	不明 -	浅	3
90	<u> </u>	_	_			_	_	
91	•	_		_	_	_	_	_
92	ľ	37	鬼怒ヶ丘(2)	114-1	114B001	90	深	4
93	1	91		114-2	114B001	86	深	24
	大田原市	38	川田	122-1	122B001	27	浅	2
95			, I —	122-2	122B002	132	深	5
	上三川町	39	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	4
97				18-2	18B002	30	浅	2
	益子町	40	塙(1)	102-1	102B001	10	浅	(5)
99				102-2	102B002	10	浅	(5)
100				102-3	102B003	5	浅	(5)
101			Ida (a) Ne	102-5	102B005	不明	不明	3
102	• .	41	塙(2)※	127-1	127B001	14~16	浅	4
103		40	馬門	127-2	127B002	12	浅	<u>4</u>
104	/ ' -	42	「「 griv - 「 griv	121-1 121-2	121B001 121B002	300~400 1	深浅	3
	芳 賀 町	12	 下高根沢	33-1	33B001	20	浅	5
107	カ 貝 門	40	1 1H1.117.07	33-2	33B001 33B002	35	深	5
	野木町	44	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	3
109	• ' '	- 1		56-2	56B002	5.5	浅	3
110	• .			56-3	56B004	3	浅	3
111	•	45	潤島	76-4	76B004	14	浅	5
112	. I			76-1	76B001	不明	浅	3
113				76-3	76B003	4.5	浅	2
	那須町	46	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	2
115	•			83-2	83B102	1	浅	2
116	• .	47	高久丙·高久甲	124-3	101B003	82	深	1
117				124-2	101B002	9	浅	3
118		_	_	=	_	-	-	-
119		1.0	<i>;</i> ⇒\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-	-	-	Name	-
120		49	富岡	104-1	104B001	50	深	3
121				104-3	104B003	7	浅	2

	市町村名	No.			井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
122	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-4	16N004	不明	不明	3
123		2	若松原	N02-1	02N001	6~8	浅	3
124				N02-2	02N002	不明	不明	3
125		3	長岡町	N03-1	03N001	不明	浅	3
126				N03-2	03N002	不明	不明	3
127	足利市	4	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	2
128		5	大久保町	N96-1	96N001	不明	不明	3
129	栃木市		藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	3
130			藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	2
131			藤岡町大前(1)	N13-1	13N001	8	浅	2
132			藤岡町大前(2)	N97-1	97N001	不明	不明	2
133			藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	3
134		11	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	3
135		12		N51-4	51N004	7	浅	3
136		13	岩舟町曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	3
137		14	· 🗀 / · 4 111 /	N94-1	94N001	5	浅	(5)
138	佐 野 市		赤見町	N52-1	52N001	6	浅	3
139	<u> </u>		田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	3
140]		伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	3
141			越名・高萩・高山	N78-2	78N002	不明	浅	3
142	鹿 沼 市		白桑田	N17-1	17N001	15	浅	2
143	ļ ļ		南上野町	N27-1	27N001	12	浅	2
144	ļ ļ	21		N47-1	47N001	8~9	浅	3
145	•	22	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	2
146				N63-4	63N004	23	浅	② ②
147 148	ļ <u> </u>	99)	N63-2 N77-1	63N002 77N001	10 15	浅浅	2
149			<u>池ノ森</u> 雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	3
150	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	24	M 7 T	N2-3	02N003	5~6	浅	3
151	•	25	向野	N18-1	18N001	30	浅	2
152		20	11.52	N18-2	18N002	8	浅	3
153	†	26	喜沢	N28-4	28N004	5~6	浅	3
154			間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	3
155			栗宮	N44-2	44N002	10	浅	3
156		29	三拝川岸·南半田·羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	3
157		30	田間·塚崎·武井	N70-3	70N003	3.5	浅	3
158			鉢形•東山田	N83-1	83N001	不明	不明	3
159			東野田·南和泉	N84-2	84N002	不明	不明	2
160	[小山市梁北部	N85-1	85N001	30	浅	2
161	<u> </u>		駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	3
162			暁	N99-1	99N001	不明	浅	3
163			八木岡	N20-1	20N001	34	深	3
164			古山	N33-1	33N001	30	浅	2
165			西大島	N68-1	68N001	7	浅	2
166			真岡•二宮地域	N76-5	76N005	30	浅	3
167		40	宇都宮•真岡	N58-1	58N002	不明	不明	3
168		A 1	声纲。下十四 和	N58-2	19N001	80	不明	3
169	大田原市		西郷·下大田和 亀久	N89-1 N42-1	89N001 42N003	15 4	浅 浅	3
170	八田界甲	<u>42</u>	电//		42NUU3 -	<u>4</u> –	· (戊	
	さくら市	44	鷲宿	N103-1	103N001	15	浅	3
	那須烏山市		野上	N39-1	39N003	4	浅	5
174			曲畑・八ケ代	N91-1	91N001	5	浅	2
175			藤田	N105-1	105N001	4	浅	2
176			小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	3
177		49		N31-1	31N002	不明	不明	3
178	[50	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	3
179		51	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	2

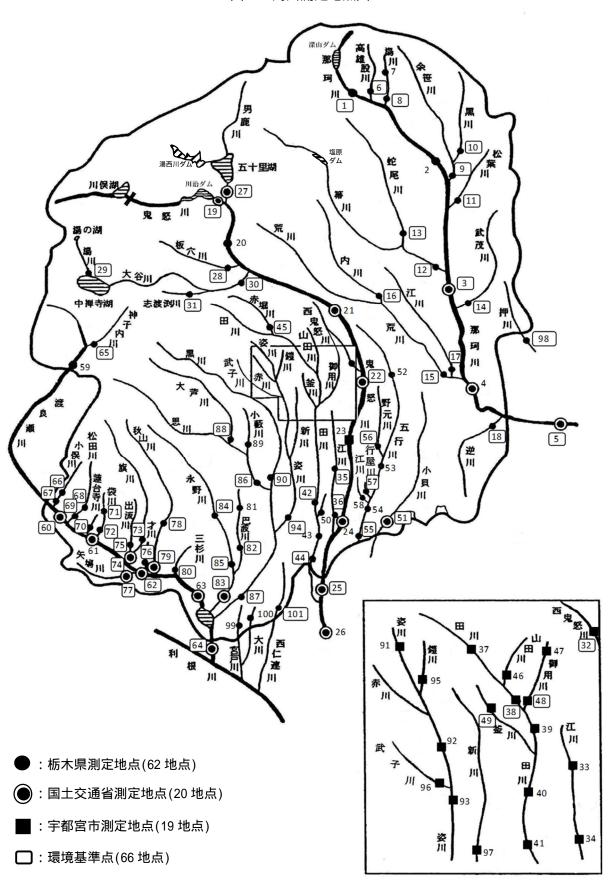
市町	村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
180 下 里	手	52	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	2
181		53	上台•細谷	N71-1	71N001	不明	不明	2
182		54		N79-1	79N001	10	不明	3
183		55	川中子	N93-1	93N001	7	浅	2
184			小金井北部	N95-1	95N001	30	浅	23
185			薬師寺	N100-1	100N001	100	浅	2
186			絹板	N104-1	104N001	30	浅	2
187 上三	川町		西蓼沼	N59-4	59N004	不明	浅	2
	子町		塙	N34-1	34N004	7	浅	2
189 芳 貧	買町	61	稲毛田	N6-5	06N005	5	浅	3
190		62	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	3
191		63	上稲毛田	N90-1	90N001	7	浅	2
192 壬 生	i 町		国谷	N92-1	92N001	30	浅	3
193		65	壬生町中泉・鹿沼市池ノ森ジ	N106-1	106N001	不明	不明	(5)
194 野 フ	大 町	66	友沼•丸林	N45-6	45N003	9	浅	3
195			野木	N75-1	75N001	不明	浅	3
196			南赤塚	N98-1	98N001	不明	不明	3
	頁 町		豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅	2
198 那珂	川町	70	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	2
199		71	矢又	N55-1	55N001	5	浅	3

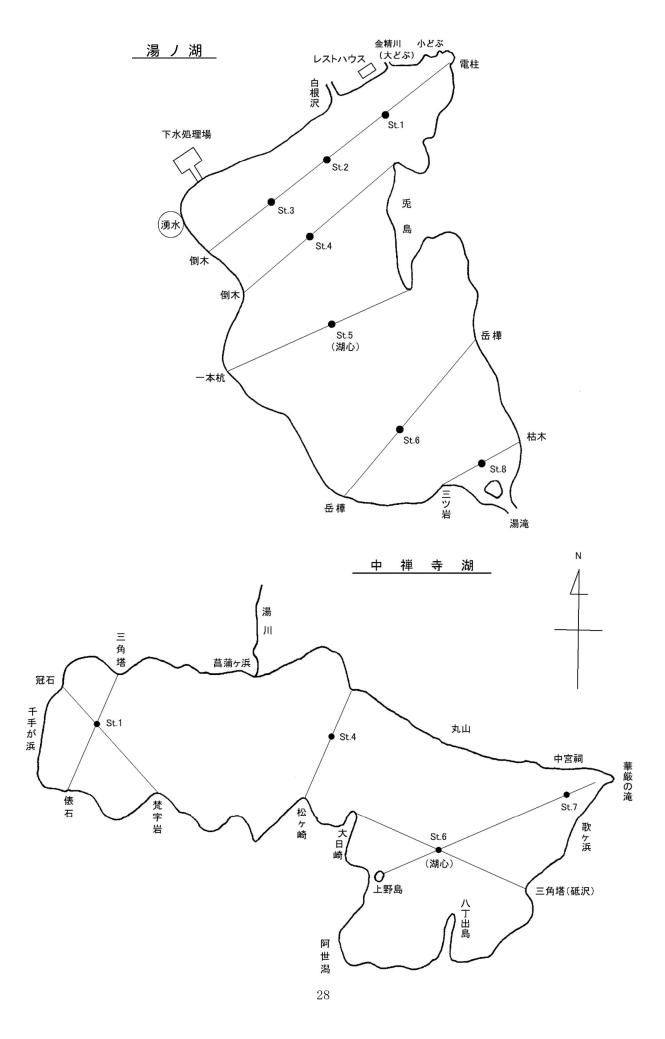
- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、 不圧帯水層又は被圧帯水層が不明の場合は、井戸深度31m未満の井戸を「浅井戸」、井戸深度 31m以上の井戸を「深井戸」として分類した。
 - 2 用途の分類は、次のとおりである。
 - ① 水道水源井戸:地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸:一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性がある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸:一般家庭または工場・事業場等にあって、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸:冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸:上記のいずれにも分類されない井戸(例:農業用水井戸)や、用途不明の井戸。
 - 3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/Q)	報告 下限値 (mg/Q)	測定方法 (地下水の水質汚濁に係る環境基準別表に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本産業規格(以下「規格」という)K0102の55.2、55.3又は 55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2、規格K0102の38.1.2 及び38.3、K0102の38.1.2 及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1 に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格K0102の65.2.3、65.2.4 又は65.2.5 に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 塩分の濃度の高い試料の場合のため略
砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.0002	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.08	規格K0102の34.1 (規格K0102の34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。) に定める方法(影濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	公共用水域告示付表8に掲げる方法
			A 人

- (注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく 常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。 2 公共用水域告示:昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 3 地下水告示:平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図 1 河川測定地点図



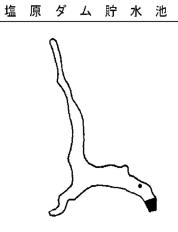


深山ダム貯水池

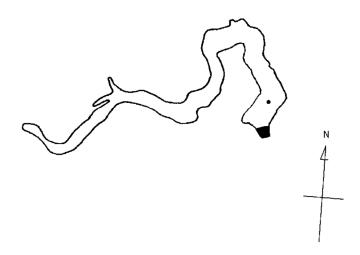




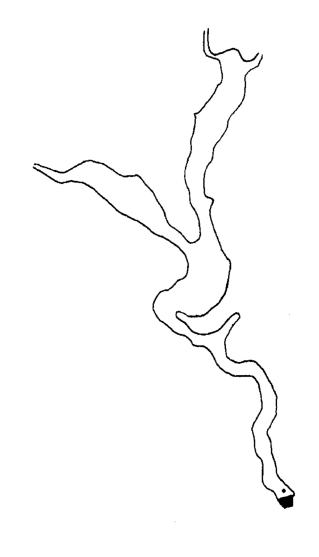




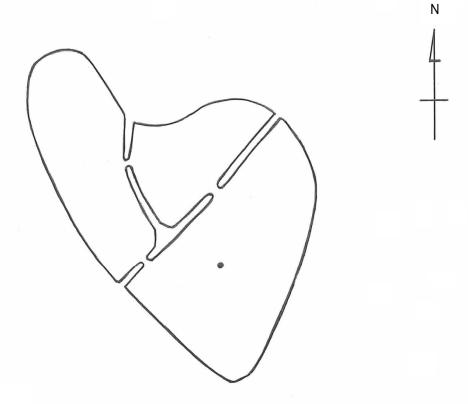
川 治 ダ ム 貯 水 池



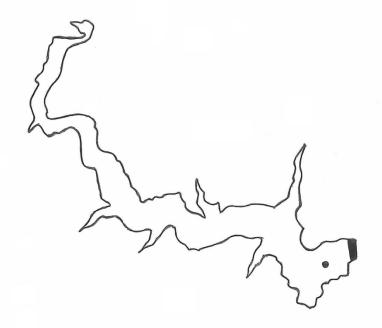
五 十 里 湖



渡良瀬貯水池(谷中湖)

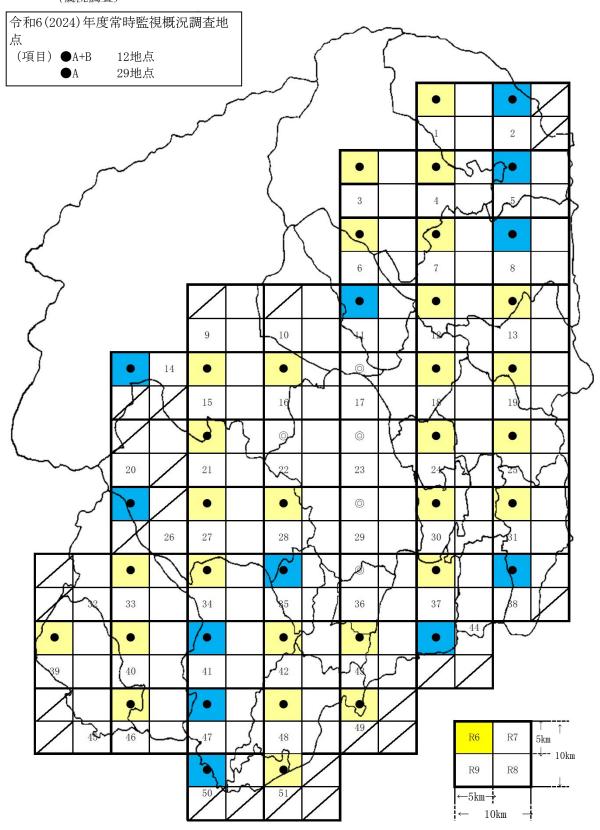


湯西川ダム貯水池



■ : ダムサイト

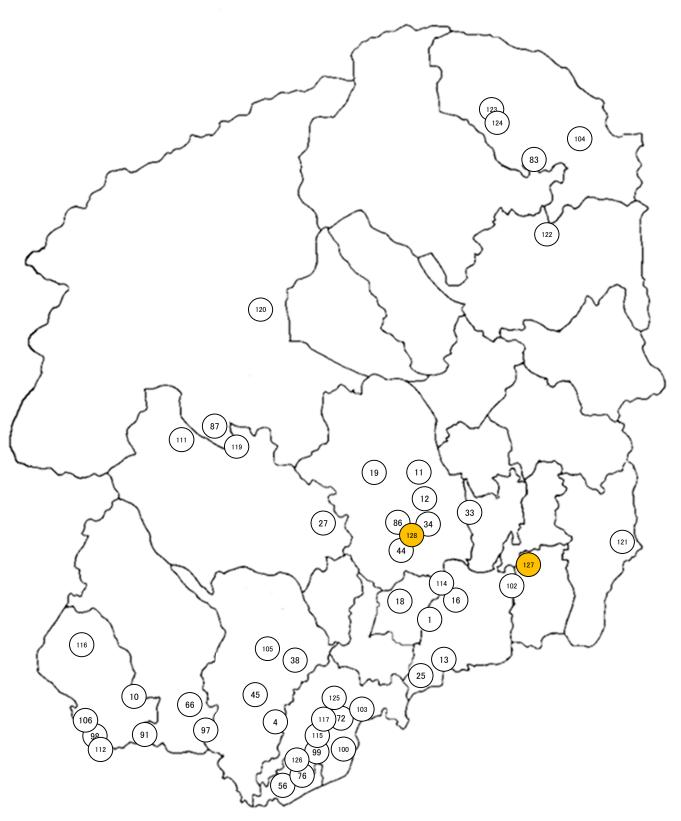
図3-1 地下水測定地点図 (概況調査)



- (注) 1 県内を10kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。

図3-2 地下水測定地点図

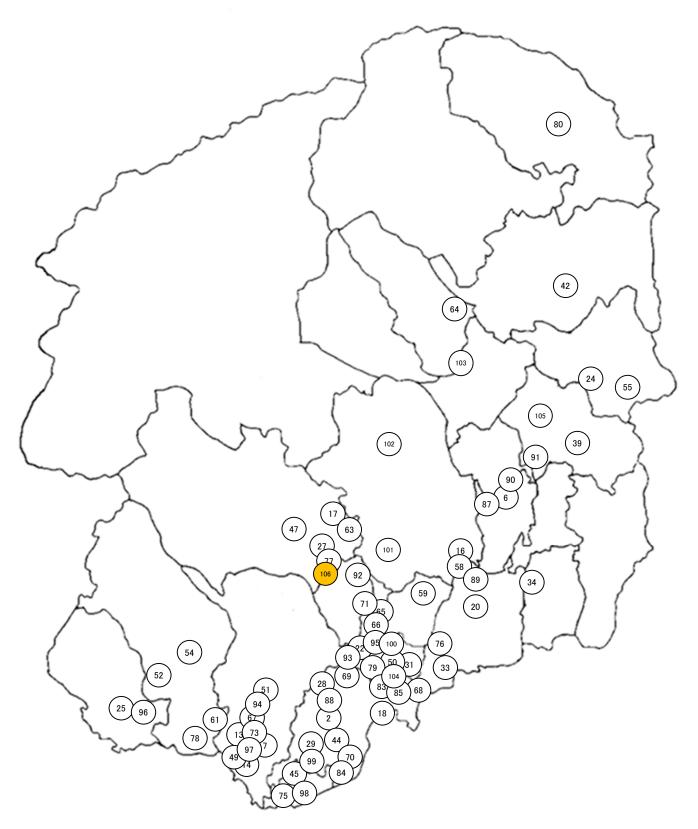
(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



(注)地図上の数字は別表3の2(1)の測定地点No.と同じ (網掛けは、令和5(2023)年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水測定地点図

(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注)地図上の数字は別表3の2(2)の測定地点Noと同じ (網掛けは、令和5(2023)年度に判明又は拡大した地点)